

建築計画概要書等の写しの交付に関する要綱

(平成19年7月1日)

沿革

平成21年3月30日 [1]

(目的)

第1条 この要綱は、建築計画概要書等閲覧規則(昭和46年西宮市規則第8号)第7条の規定に基づき、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書類(以下「概要書等」という。)を閲覧する場合における写しの交付に関する事項について規定する。[1]

(写しの交付)

第2条 概要書等を閲覧する者は、建築計画概要書複写依頼書により当該閲覧する概要書等の写しの交付を請求することができる。

2 市長は、次に掲げる場合は、前項の規定による請求を拒否することができる。

- (1) 概要書等の閲覧を行わず、写しの交付のみを請求するとき。
- (2) 概要書等を個別に特定せずに写しの交付を請求するとき。
- (3) 交付した概要書等の写しが不正な目的で使用されるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が写しを交付することが不適當であると認めるとき。

(実費)

第3条 前条第1項の規定により、概要書等の写しの交付を請求した者は、交付される写し1枚につき10円の実費を支払わなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、概要書等の写しの交付に関する事務について必要な事項は、別に市長が定める。

付則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

付則(建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則第80号による改正付則)

この要綱は、平成21年3月30日から実施する。[1]